

## 第4章 給付費と介護保険料の推計

## 1 介護サービス量の見込み

介護サービス量の見込みについては、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果や在宅介護実態調査、令和3年度から令和5年度までの給付実績等を判断し、厚生労働省から示されたワークシートにより利用量を算出しました。

### (1) 居宅サービス量の見込み

要介護認定者（要介護1～5）の在宅でのサービス利用人数等を基礎とし、サービスごとに利用実績と給付の伸び率を踏まえて見込み量を算出しました。毎月の居宅サービス利用者数は、令和6年度が416人、令和7年度が424人、令和8年度が432人と見込まれています。なお、住み慣れた自宅で自立した生活を長く送ることができるよう、計画期間内にサービス提供体制の充実に努めます。

区分	サービス種別	サービス量の見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅サービス	訪問介護	<u>26,244回</u>	26,736回	<u>27,156回</u>
	訪問入浴介護	785回	<u>845回</u>	<u>905回</u>
	訪問看護	<u>6,900回</u>	<u>7,222回</u>	<u>7,544回</u>
	訪問リハビリテーション	1,710回	1,878回	2,046回
	居宅療養管理指導	<u>1,488人</u>	<u>1,500人</u>	<u>1,512人</u>
	通所介護	14,804回	14,691回	<u>14,866回</u>
	通所リハビリテーション	14,181回	<u>14,482回</u>	<u>14,783回</u>
	短期入所生活介護	<u>2,523日</u>	<u>2,523日</u>	<u>2,523日</u>
	短期入所療養介護(老健)	<u>540日</u>	<u>542日</u>	<u>543日</u>
	短期入所療養介護(病院等)	0日	0日	0日
	短期入所療養介護(介護医療院)	0日	0日	0日
	福祉用具貸与	<u>3,492人</u>	<u>3,552人</u>	<u>3,624人</u>
	特定福祉用具購入	60人	60人	72人
	特定施設入居者生活介護	<u>372人</u>	<u>384人</u>	<u>396人</u>
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	<u>96人</u>	96人	96人
	夜間対応型訪問介護	0人	0人	0人
	認知症対応型通所介護	0回	0回	0回
	小規模多機能型居宅介護	300人	<u>312人</u>	<u>324人</u>
	認知症対応型共同生活介護	948人	960人	972人
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0人	0人	0人

	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0人	0人	0人
	看護小規模多機能型居宅介護	0回	0回	0回
	地域密着型通所介護	348回	348回	348回
住宅改修		72人	84人	96人
居宅介護支援		4,992人	5,088人	5,184人

## (2) 介護予防サービス量の見込み

要支援認定者（要支援1・2）の在宅でのサービス利用人数等を基礎とし、サービスごとに利用実績と給付の伸び率を踏まえて見込み量を算出しました。毎月の介護予防サービス利用者数は、令和6年度が144人、令和7年度が146人、令和8年度が148人と見込まれています。

区分	サービス種別	サービス量の見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	0回	0回	0回
	介護予防訪問看護	850回	850回	850回
	介護予防訪問リハビリテーション	340回	340回	340回
	介護予防居宅療養管理指導	72人	72人	72人
	介護予防通所リハビリテーション	660人	672人	684人
	介護予防短期入所生活介護	0日	0日	0日
	介護予防短期入所療養介護(老健)	0日	0日	0日
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	0日	0日	0日
	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0日	0日	0日
	介護予防福祉用具貸与	1,368人	1,392人	1,416人
	特定介護予防福祉用購入	24人	24人	24人
	介護予防特定施設入居者生活介護	24人	24人	24人
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	0回	0回	0回
	介護予防小規模多機能型居宅介護	24人	24人	24人
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0人	0人	0人
介護予防住宅改修		24人	24人	24人
介護予防支援		1,716人	1,740人	1,764人
※総合事業	訪問型サービス	408人	408人	420人
	通所型サービス	576人	576人	588人

※総合事業は介護予防サービスではありませんがサービス基盤の一部であるためここに掲載します。

### (3)施設サービス量の見込み

施設サービス全般の傾向として、本町における被保険者1人当りの施設サービス給付費の給付月額水準は全国平均と比較して約1.4～1.5倍と非常に高くなっていることから施設整備は進んでいると考えられます。

特別養護老人ホームは第5期計画期間中に整備計画の前倒しにより20床増床して120床としました。平成27年度からは、入所基準が原則要介護3以上の重度者と変更されたことや、十勝圏域内の他市町村で施設整備が進んでいることなどから、広域施設である特養への入所待機状況は、一定程度緩和することが予想されるため、新たな整備は見込みません。

介護老人保健施設は、在宅復帰体制を強化しつつ稼働率を向上させる取り組み等が行われていることから、現在の100床から新たな整備は見込みません。

芽室町では介護医療院の整備の見込みはなく、町外の施設に現在入所している人数に大きな増減はないものと見込んでおります。

サービス種別	利用見込み(人/月)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設	118人	120人	122人
介護老人保健施設	122人	123人	124人
介護医療院	1人	1人	1人

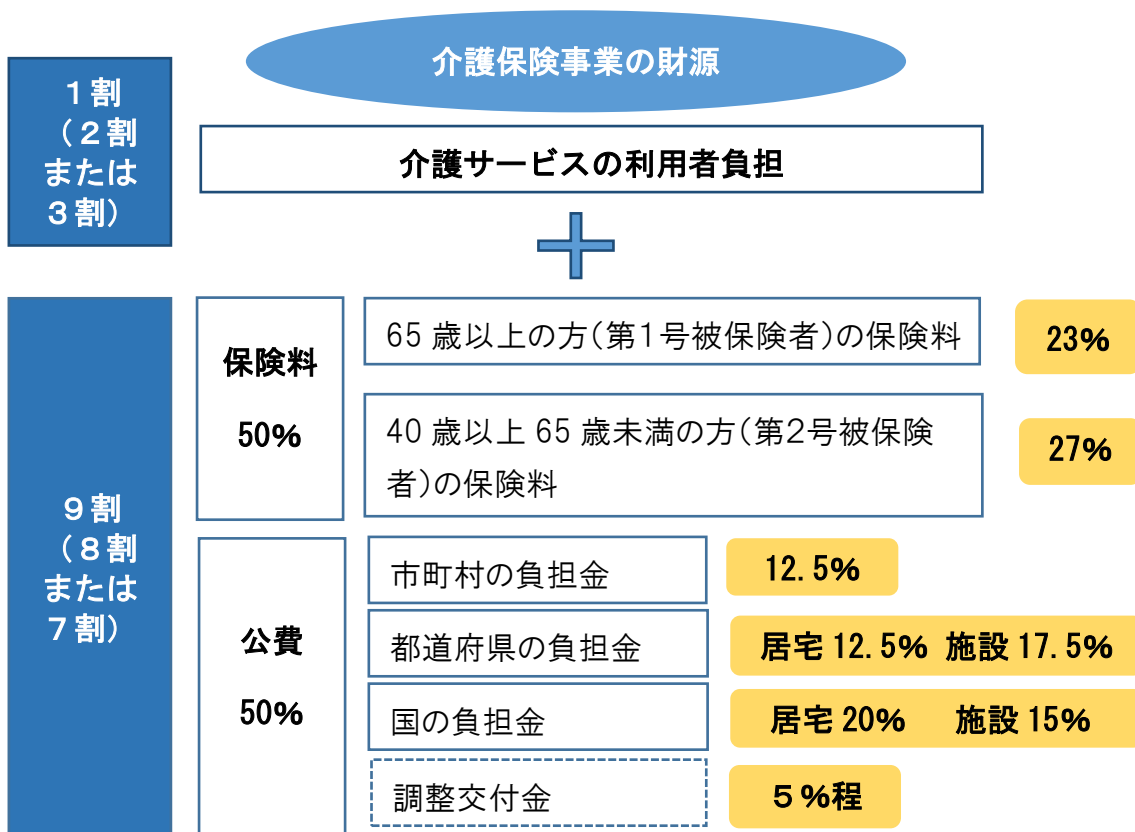
## 2 第1号被保険者の保険料

### (1) 介護保険事業に係る給付費の財源のしくみ

介護保険は、制度を国民の皆様で支え合う「社会保険方式」を採用し、サービスを利用する場合は費用の1割（2割・3割）が自己負担となり、残りの9割（8割・7割）が保険給付されます。

保険給付の財源は原則、保険料が50%（65歳以上の第1号被保険者が23%、40歳から64歳の第2号被保険者が27%）、残り50%は市町村（12.5%）、都道府県（12.5%または17.5%）、国（25%または20%。このうち約5%は調整交付金）の負担（公費）で賄っています。

第1号被保険者の保険料は年金の額などにより納付書で個別に納めたり（普通徴収）、年金から天引き（特別徴収）により納めたりすることになります。第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険（健康保険）の保険料と一緒に納めます。



調整交付金で市町村の格差が調整されます。

75歳以上の後期高齢者の比率が高い市区町村や、所得が全国平均よりも低い水準にある市区町村についても、介護保険の財源が不足することのないよう、調整交付金で格差が調整されます。

## (2)標準給付費などの見込み

これまでの利用実績をもとに、第8期介護保険事業計画期間である令和3年度から令和5年度までの3年間のサービス見込み量により給付費を推計しました。

【居宅介護サービス・地域密着型介護サービス・施設介護サービスの給付費推計】 (単位:千円)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
居宅介護 サービス費	訪問介護	79,683	81,877	83,425	244,985
	訪問入浴介護	9,642	10,418	11,182	31,242
	訪問看護	36,648	38,444	40,193	115,285
	訪問リハビリテーション	5,532	6,090	6,640	18,262
	居宅療養管理指導	14,308	14,441	14,557	43,306
	通所介護	99,827	99,129	100,211	299,167
	通所リハビリテーション	111,580	114,016	116,311	341,907
	短期入所生活介護	20,495	20,521	20,521	61,537
	短期入所療養介護(老健)	7,003	7,029	7,046	21,078
	短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
	短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
	特定施設入居者生活介護	76,141	78,534	80,831	235,506
	福祉用具貸与	39,658	39,634	39,965	119,257
	特定福祉用具購入	1,979	1,979	2,434	6,392
	住宅改修	3,529	4,073	4,618	12,220
サービス費用計	506,025	516,185	527,934	1,550,144	
居宅介護支援		77,825	79,492	81,060	238,377
地域密着 型介護サ ービス費	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	12,418	12,434	12,434	37,286
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	0	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	50,588	52,032	53,412	156,032
	認知症対応型共同生活介護	251,358	254,883	258,091	764,332
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	2,986	2,990	2,990	8,966
	サービス費用計	317,350	322,339	326,927	966,616

施設介護 サービス費	介護老人福祉施設	400,001	406,516	412,525	1,219,042
	介護老人保健施設	438,997	442,785	446,018	1,327,800
	介護医療院	4,796	4,802	4,802	14,400
	サービス費用計	843,794	854,103	863,345	2,561,242
介護給付費計(Ⅰ)		1,744,994	1,772,119	1,799,266	5,316,379

【介護予防サービス・地域密着型介護予防サービスの給付費推計】

(単位:千円)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
介護予防 サービス 費	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	4,003	4,008	4,008	12,019
	介護予防訪問リハビリテーション	983	985	985	2,953
	介護予防居宅療養管理指導	679	680	680	2,039
	介護予防通所リハビリテーション	21,909	22,185	22,433	66,527
	介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
	介護予防特定施設入居者生活介護	1,877	1,879	1,879	5,635
	介護予防福祉用具貸与	9,413	9,545	9,676	28,634
	特定介護予防福祉用具購入	723	723	723	2,169
	介護予防住宅改修	1,500	1,500	1,500	4,500
	サービス費用計	41,087	41,505	41,884	124,476
介護予防支援		7,944	8,065	8,176	24,185
地域密着 型介護予 防サービ ス費	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	1,541	1,543	1,543	4,627
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
	サービス費用計	1,541	1,543	1,543	4,627
介護給付費計(Ⅱ)		50,572	51,113	51,603	153,288

## 【給付費の推計】

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
介護給付費計(Ⅰ)	1,744,994	1,772,119	1,799,266	5,316,379
介護給付費計(Ⅱ)	50,572	51,113	51,603	153,288
<b>給付費総計(ア)</b>	<b>1,795,566</b>	<b>1,823,232</b>	<b>1,850,869</b>	<b>5,469,667</b>

## 【標準給付費の推計】

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
給付費総計(ア)	1,795,566	1,823,232	1,850,869	5,469,667
特定入所者介護サービス等給付費	46,655	49,003	51,404	147,062
高額介護サービス費等給付額	47,021	47,468	47,848	142,337
高額医療合算介護サービス費給付額	7,679	7,740	7,877	23,296
審査支払手数料	1,477	1,488	1,514	4,479
<b>標準給付費(a)</b>	<b>1,898,398</b>	<b>1,928,931</b>	<b>1,959,512</b>	<b>5,786,841</b>

## 【地域支援事業費の推計】

(単位:千円)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
介護予防・ 生活支援サ ービス事業	訪問型サービス	6,986	6,986	7,131	21,103
	通所型サービス	19,033	19,033	19,436	57,502
	介護予防ケアマネジメント	2,169	2,191	2,213	6,573
一般介護予防事業		27,083	30,628	28,970	86,681
包括的支援事業		54,609	55,289	56,005	165,903
<b>地域支援事業費計(b)</b>		<b>109,880</b>	<b>114,127</b>	<b>113,755</b>	<b>337,762</b>

## 【第1号被保険者負担分相当額】

(単位:千円)

	標準給付費 見込額(a)	地域支援事業費 見込額 (b)	第1号被保険者負担分相当額 ((a)+(b))×23%
令和6年度	1,898,398	109,880	461,904
令和7年度	1,928,931	114,127	469,903
令和8年度	1,959,512	113,755	476,851
<b>合 計</b>	<b>5,768,841</b>	<b>337,762</b>	<b>1,408,658</b>



### (3) 第1号被保険者保険料の算定

#### ① 保険料段階の考え方

第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の保険料は、被保険者の負担能力に差があるため一律ではなく、町民税の課税状況や所得状況等によって段階的な保険料が定められており、第9期計画期間（令和6～8年度）3年間の介護サービス見込み量をもとに総費用額を算出し、保険給付に必要な保険料額を算定しています。

国は介護保険制度の持続可能性を確保するため、高齢化の進行により介護費用の増額が増加しているなかにあっても低所得者の保険料上昇を抑制する必要があると捉え、第9期計画期間で低所得者の標準乗率の引下げに合せて介護保険法における標準段階を現行の9段階から13段階へ多段階化、高所得者の標準乗率の引き上げの考えを示しており、芽室町では第7期計画期間から12段階ある標準段階を見直し、被保険者の負担能力に応じた標準14段階の保険料設定としています。

## ② 保険料の段階設定

### 【段階設定における保険料負担割合】

区分	所得状況	基準額に対する割合 (保険料率)
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金受給者及び世帯全員が町民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下	<u>0.455</u> ( <u>0.285</u> )
第2段階	世帯全員が町民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下	<u>0.685</u> ( <u>0.485</u> )
第3段階	世帯全員が町民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超	0.69 ( <u>0.685</u> )
第4段階	本人が町民税非課税で同一世帯に町民税課税者がいる者で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下	0.90
第5段階	本人が町民税非課税で同一世帯に町民税課税者がいる者で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超	1.00 (基準額)
第6段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円未満	1.20
第7段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.30
第8段階	本人が町民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.50
第9段階	本人が町民税課税で合計所得金額が320万円以上 <u>420万円</u> 未満	1.70
第10段階	本人が町民税課税で合計所得金額が <u>420万円</u> 以上 <u>520万円</u> 未満	<u>1.90</u>
第11段階	本人が町民税課税で合計所得金額が <u>520万円</u> 以上 <u>620万円</u> 未満	<u>2.10</u>
第12段階	本人が町民税課税で合計所得金額が <u>620万円</u> 以上 <u>720万円</u> 未満	<u>2.30</u>
第13段階	本人が町民税課税で合計所得金額が <u>720万円</u> 以上1,000万円未満	<u>2.40</u>
第14段階	本人が町民税課税で合計所得金額が1,000万円以上	<u>2.60</u>

### ③ 介護給付費準備基金の活用

介護給付費準備基金については、高齢者数及び要介護認定者数等の増加に伴う急激な給付費の増による保険料への影響等に対応するため基金として確保すべきとの意見も踏まえて、積立を行っています。

国の基本的な考え方は、「基金については必要最低限と認める額を除き、基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れるべき」とされており、本町の令和5年度末の基金残高額は、1億4,000万円を見込んでおります。ここから第9期介護保険料の上昇の緩和と現状の物価動向を踏まえたうえで、今後の介護保険財政の安定的な運営を考慮し、介護給付費準備基金等の取崩額を1億400万円と見込みます。

### ④ 財政安定化基金交付金及び償還金への影響

財政安定化基金は都道府県に設置されており（国・都道府県・市町村で3分の1ずつ拠出）、介護保険財政に不足が生じることとなった場合に、市町村に貸付・交付される仕組みになっています。第8期計画期間中に財政安定化基金による貸付・交付は行われませんでしたので、第9期計画期間に対する償還金は見込んでいません。

### ⑤ 保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金の活用

高齢者の自立支援、重度化防止に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、PDCAサイクルによる取組が平成29年度から制度化されました。この一環として、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金が創設されました。

令和2年度からは、保険者努力支援交付金が創設され、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより配分基準のメリハリ付けを強化しました。

これらの交付金は国、道、町及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計で実施する事業に充当することができ、第9期介護保険事業計画期間中における交付額を1,947万円と見込みます。

## ⑥ 保険料の算定

第9期の第1号被保険者の負担割合は23%になります。これに国からの調整交付金、保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金、保険料収納率、高齢者（被保険者）数、所得段階別人数割合及び財政安定化基金の取り崩しなどを勘案し、芽室町の第9期の基準月額保険料を算定します。

### 【第9期介護保険料収納必要額の算定】

標準給付費見込額 (A)	5,786,841 千円
地域支援事業費見込額 (B)	337,762 千円
第1号被保険者負担分 (C) (C) = ((A) + (B)) × 23%	1,408,658 千円
調整交付金相当額との差額 (D) ※基準の5%より多ければ+、少なければ-	15,135 千円
介護給付費準備基金取崩額 (E)	104,000 千円
保険者機能強化推進交付金及び 保険者努力支援交付金 (F)	19,467 千円
保険料収納必要額 (G) (G) = (C) - (D) - (E) - (F)	1,270,056 千円
保険料収納率 (H)	99.50%
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (I)	16,885 人
保険料(年額) (J) (J) = (G) ÷ (H) ÷ (I)	75,600 円
保険料(月額) (K) (K) = (J) ÷ 12 月	6,300 円

**第9期介護保険料基準額 6,300円**

(第8期の介護保険料基準額(月額)は 6,300 円)

【第9期計画策定時点の段階別介護保険料】

区分	所得状況	基準額に対する割合	保険料 (月額)	保険料 (年額)
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金受給者及び世帯全員が町民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	0.455	2,867円	34,300円
		↓ 0.285	↓ 1,796円	↓ 21,500円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下	0.685	4,316円	51,700円
		↓ 0.485	↓ 3,056円	↓ 36,600円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が120万円超	0.69	4,347円	52,100円
		↓ 0.685	↓ 4,316円	↓ 51,700円
第4段階	本人が町民税非課税で同一世帯に町民税課税者がいる者で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	0.90	5,670円	68,000円
第5段階	本人が町民税非課税で同一世帯に町民税課税者がいる者で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円超	1.00	6,300円 (基準額)	75,600円
第6段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円未満	1.20	7,560円	90,700円
第7段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.30	8,190円	98,200円
第8段階	本人が町民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.50	9,450円	113,400円
第9段階	本人が町民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.70	10,710円	128,500円
第10段階	本人が町民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.90	11,970円	143,600円
第11段階	本人が町民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.10	13,230円	158,700円
第12段階	本人が町民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.30	14,490円	173,800円
第13段階	本人が町民税課税で合計所得金額が720万円以上1,000万円未満	2.40	15,120円	181,400円
第14段階	本人が町民税課税で合計所得金額が1,000万円以上	2.60	16,380円	196,500円

※第1・2・3段階における割合と保険料額の二段書きは、上段は本来の割合と保険料額、下段は令和6～8年度に実施予定の保険料公費軽減制度による軽減後の数値です。

### 3 低所得者への配慮

介護サービスの円滑な利用を図るため、介護サービスを利用している低所得者の利用者負担を軽減する等、低所得者に配慮した対策を講じます。

#### ① 介護保険制度による軽減対策

同じ月の介護サービス費の自己負担が一定の限度額を超えた時（高額介護サービス費）、介護保険と医療保険の両方に自己負担がある世帯で、自己負担額の合計が年額で一定の限度額を超えた時（高額医療合算介護サービス費）、施設サービス利用の際の居住費と食費の減額（特定入所者介護サービス費）等、所得の段階による介護保険制度の軽減対策を引き続き実施し、負担軽減を行います。

#### ② 介護保険制度以外における軽減対策

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度による負担軽減を継続するとともに、町単独軽減である低所得者等利用者負担助成事業を継続し、低所得者に対する負担の軽減を促進します。